

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第18条に規定するものを除く。）及び」を削る。

別表道路法施行令（以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「道路法施行令（」の次に「昭和27年政令第479号。」を加え、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備	占有面積1平方メートルにつき1年	2,000
----------------------------	------------------	-------

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料置場の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる仮設収容施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の項、令第7条第9号に掲げる器具の項及び令第7条第10号及び第11号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第7条第8号及び第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.024を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額

自動車駐車場	もの	を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.006 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき 1年 Aに0.024 を乗じて得た額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。